

規定の改正について

以下の規定につきまして、2025 年 12 月 2 日付で改正を行います。

J Aバンク投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
第 1 条～第 26 条 （省略） 第 27 条（免責事項） 当組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 ①災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。 ②前記①の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。 ③当組合または J Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。 ④当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。 ⑤お客様が本サービスの正規の操作手順を<u>経ずに</u>所定の手続きを行った場合。 ⑥当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。 ⑦やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。 第 28 条～第 29 条 （省略）	第 1 条～第 26 条 （同左） 第 27 条（免責事項） 当組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 ①災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合 ②前記①の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合 ③当組合または J Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合 ④当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合 ⑤お客様が本サービスの正規の操作手順を<u>経て、</u>所定の手続きを行った場合 ⑥当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合 ⑦やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合 第 28 条～第 29 条 （同左）

以 上

2025 年 12 月 2 日
北海道信用農業協同組合連合会